

旭市新庁舎建設基本計画(案)に対するパブリックコメントの実施結果について

1 実施結果

募集期間	平成29年3月1日から平成29年3月17日まで
意見提出者数	2 人
意見数	7 件

2 基本計画に対する項目別の意見の数

項 目	意見数
第1章 基本計画策定にあたって	1
第2章 新庁舎の整備方針	1
第3章 新庁舎の施設計画	4
第4章 新庁舎建設に向けた事業計画	0
第5章 設計に向けて	1
合 計	7

3 意見への対応

対 応 内 容	件 数
①ご意見を踏まえて、案の修正を検討するもの	1
②今後の新庁舎建設事業の参考とするもの	1
③ご意見(ご質問)にお答えします。	5
合 計	7

旭市新庁舎建設基本計画(案)に対する意見への市の考え方について

No.	意 見	市の考え方	項目	対応
1	新庁舎の位置について、12月議会で文化の杜の一部に決定したとのことであるが、位置選定に当たって庁舎建設検討委員会及び庁舎建設市民会議、議会等それぞれの機関において充分なる議論がなされての結果であったか非常に疑問に思われる。 我々市民にとっては、都市公園の補助金返還や庁舎転用面積分について、現庁舎解体後の跡地(市の貴重な財産)への新たな都市公園の建設等々のメリット、デメリットが全く知らされずパブリックコメントを求められても提案の方法が考えつかない。	新庁舎の位置にあたっては、議会等へ進捗状況を報告するとともに、市民からの意見募集も実施するなど、順を追って進めてきました。 また、市役所の位置を旭文化の杜公園内に定める条例の一部改正が特別議決として可決されたことは、適切に位置選定がなされたものと考えます。 新たな公園整備については、現在、矢指地区に事業を進めている築山型の避難施設を都市公園として配置することで、平常時は、緑地広場を市民の交流・憩いの場として、災害時には、500人が避難できる避難場所として、防災倉庫等も含めて整備を進めています。 なお、現庁舎解体後の整備については、新庁舎の完成を平成32年度末を予定しており、現庁舎はその後解体し、都市公園として整備する予定ですので、現時点での具体的な内容は示せませんが、近隣住民の伝統行事等のイベント広場や災害時の避難場所等として、地域の交流・防災機能の充実が図られるように計画したいと考えます。 旭文化の杜公園の整備に充てた補助金については、返還のない方向で、県、国と協議を進めています。	第3章	③
2	新庁舎建設計画(案)について、どの機関でどのような議論がなされ本案が策定されたか、本案を見る限りでは職員目線での案としか思われない。 一市三町の合併後12年目に入り、本市においても5,000人もの人口減があり、今後加速的にこれらの現象が強まることを考えるならば、利用でき得る施設は充分に利用しながら、現庁舎が老朽化により耐震基準に充たしていないとするならば、コンパクトな庁舎を現在地に建設すべきではないか。	基本計画策定にあたっては、本市の基本構想や他市の情報等を踏まえて、業者委託せずに職員で素案を作成し、それを基に、市民代表等で構成する新庁舎建設市民会議や議会に説明等を行いながら基本計画(案)を作成しました。 新庁舎の位置として旭文化の杜公園は、市民の利便性や想定される災害への対応など、総合的判断から選定したもので、今後50年以上は使用することを考えた場合、妥当と考えます。	第3章	③

No.	意 見	市の考え方	項目	対応
3	現庁舎の課題について、市民サービスの低下や業務効率の低下等が記されているが、平成17年一市三町の合併による分庁方式により、既存施設の利用が図られ教育委員会ははじめ建設課や農水産課の組織が各支所に配置されたため、市民に混乱が生じている。 また、一か所でこれら多くの職務の用がなされない不便さを記しているが、多くの市民の用事は各支所にて済むことであり、全く当を得ない指摘である。 本庁方式、分庁方式の分類の定義はどのようなことなのか。 住民サービスの低下や職員間の連帯意識、その他の諸問題は職員がどのように意識を高めて、これ等指摘された事項については職員各位が、日々の業務執行に当たって市民サービスとは何かと、心していれば解決できる問題であると思われる。	新庁舎建設にあたっては、現在の庁舎機能のあり方を抜本的に見直したうえで、庁舎という器だけでなく、その中身となる行政組織の機能についても、市民目線での改革を進めるとともに、新庁舎は市民が集い賑わう暮らしと文化の中心の場として、魅力ある施設になるように進めていきたいと考えます。 窓口機能については、市民にわかりやすく、利用しやすいように、市民の利用の多い部署を1階に配置するとともに、関連した窓口も近接させて、一連の手続きを円滑に行えるようにするほか、きめ細やかな対応が可能となるように、正面玄関の近くに総合案内所の設置を計画します。 また、誰にでもわかりやすく目的の場所に誘導できるように、視認性を重視した案内表示の設置や車椅子、ベビーカーを利用する方が安全に通行できるように、段差や勾配のない、ゆとりのある通路幅を計画します。	第1章	③
4	サービスは高く負担は低くとの掛け声で、平成17年に一市三町での合併はされたが現状はどうか。 市町村合併とは組織を大きくすれば、一時的には国が面倒を見なくとも凌ぐことができるとの政府の考え方であると思う。 そのような背景からして、後期高齢者医療制度の県下一本化や平成30年を目途に県下一本化に向け進められている国民健康保険事業もそうであると思う。 これらのことを見ると、第2次の合併(県では数年前に第二次の合併構想)も遠い日ではないのではと思われる。 そのためにも箱ものはコンパクトなものでよく、将来に負の遺産は残してはならない。	新庁舎建設の設計を進めるにあたっては、建設工事費や移転費のみだけで判断するのではなく、庁舎の修繕や耐用年数の経過による解体処分までも含めたうえで、真に必要な機能・施設を精査して、後世への負担を考慮した整備を考えます。	第5章	③
5	図書館もしくは児童館を併設して頂きたいです。 登下校で子供達と保護者が待ち合わせしているのを見かける。災害時にも下校途中に一時避難できる。	新庁舎の規模を12,000㎡以下としており、これは庁舎機能として必要な面積を算出しているもので、将来の維持管理費等も含めて、できるだけ建設事業費を抑えた市庁舎単独の建設整備を考えます。 交流空間としては、市民が気軽に利用できるように、待合スペースや多目的利用も想定して、ゆとりのある市民ロビーを計画します。	第2章	③

No.	意 見	市の考え方	項目	対応
6	耐震に関して、先日、新聞に免震構造を過信しない方がいいとあったような気がする。 新しくしたら、この先なかなか直せないと思うので、しっかり検討して頂きたいです。	建築構造は、非常に重要な要素であると考えます。 今後の設計段階において、経済性や地盤条件などを十分に検討して、50年以上の長期間にわたり庁舎を維持し、災害時に庁舎が機能するよう万全を期していきたいと考えます。	第3章	②
7	備蓄倉庫について、浸水とかあるので、下の階だけでなく上の方にもあった方がいいと思います。	市民の安全安心を支える庁舎として、戸籍や公文書などの重要書類を保管する書庫や災害対策室等の防災機能は、中層階に配置を計画します。	第3章	①